

『円滑な税務申告』 の アドバイス

「相続税額」等の試算の考え方

発行日 平成18年8月10日

発行者 上田会計事務所

発行責任者 税理士 上田 勝

〒660 - 0822

尼崎市杭瀬南新町4丁目1番28号

電 話 06 - 6483 - 3005

FAX 06 - 6483 - 3006

E - Mail info@ama-uedakaikei.jp

H P <http://www.ama-uedakaikei.jp>

「円滑な税務申告」のアドバイス 目 次

「相続税額」等の試算の考え方	1
〔 1 〕「相続税額」の計算	1
< 1 > 試算の考え方	1
< 2 > 相続税の計算の仕組み	4
1 相続税の計算の順序	4
1) 各相続人の課税価格の計算	4
2) 課税遺産総額の計算	4
3) 相続税の総額の計算	5
4) 各相続人の相続税額の計算	5
5) 各相続人の納付税額の計算	6
< 3 > 相続税の申告	10
1 相続税の申告書の提出	10
2 申告書の提出期限	10
3 申告書の提出先	11
< 4 > 納付税額が違うのはなぜ？	11
1 1次相続と2次相続	11
2 養子縁組	14
3 孫への遺贈	16
〔 2 〕配偶者の特典	16
< 1 > 税法上の配偶者とは	16
< 2 > 配偶者の相続税額の軽減	17
1 制度の趣旨	17
2 税額軽減の概要	17
1) 配偶者の条件等	18
3 税額軽減の計算	18
1) 配偶者の課税価格について	18
2) 隠ぺいまたは仮装されていた財産の適用除外	19
4 申告手続き	20
< 3 > 贈与税の配偶者控除	21
1 配偶者控除は2千万円まで	21
2 適用の対象となる配偶者	21
3 居住用不動産の条件	22
4 居住用不動産を取得するための金銭の条件	22
5 申告要件	23

6 配偶者控除は相続税の計算の対象外	2 3
〔 3 〕 贈与税の基礎控除額	2 4
< 1 > 基礎控除額の効果的な活用	2 4

「相続税額」等の試算の考え方の続きは、次回の更新のときに発表します。

- ・ 小規模宅地等の特例
- ・ 不動産の評価
- ・ 生命保険の利用

等を予定しております。

「相続税額」等の試算の考え方

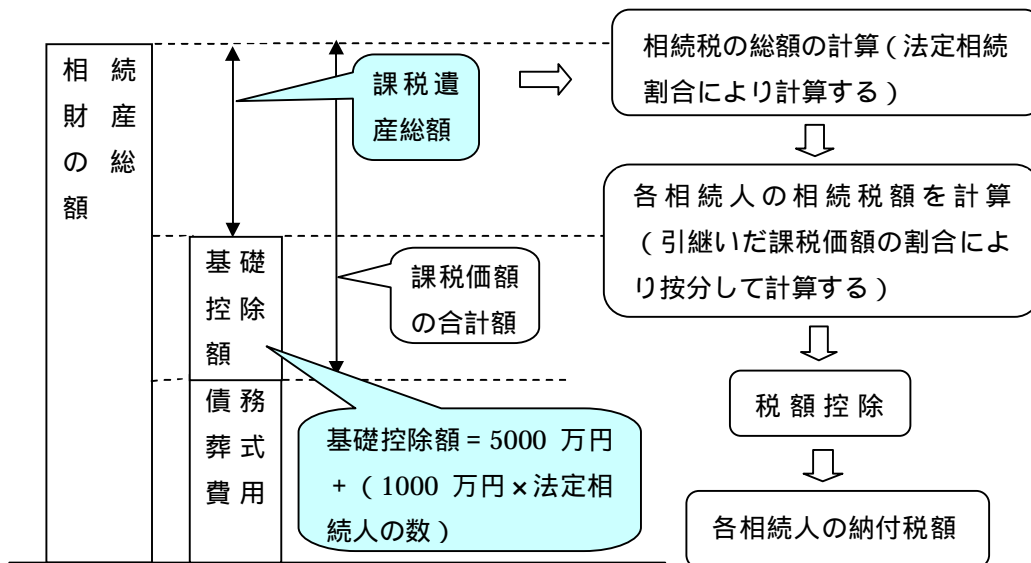
相続は、「遺産の分割」・「相続税額」・「事業承継」が3大要件ですが、今回は事前の対策により、相続財産が相続税額に与える影響を主体として解説していきます。

相続税額は、基本的には相続財産の総額・債務葬式費用・法定相続人の数が決まれば、相続税額の総額が決まります。

後は相続税額の総額を、各相続人の引継いだ課税価額の割合により按分をして、各相続人の納付する相続税額が決まります。

「遺産の分割」も重要な要件ですが、これらと相前後して事前の対策をとることにより、納得のいく適正な相続税額を算出することも必要です。

また、事前に相続財産の総額と相続税額を把握することにより、被相続人および推定相続人がコミュニケーションを多く取っていくことも「円滑な相続」を実行する上でも重要なことです。

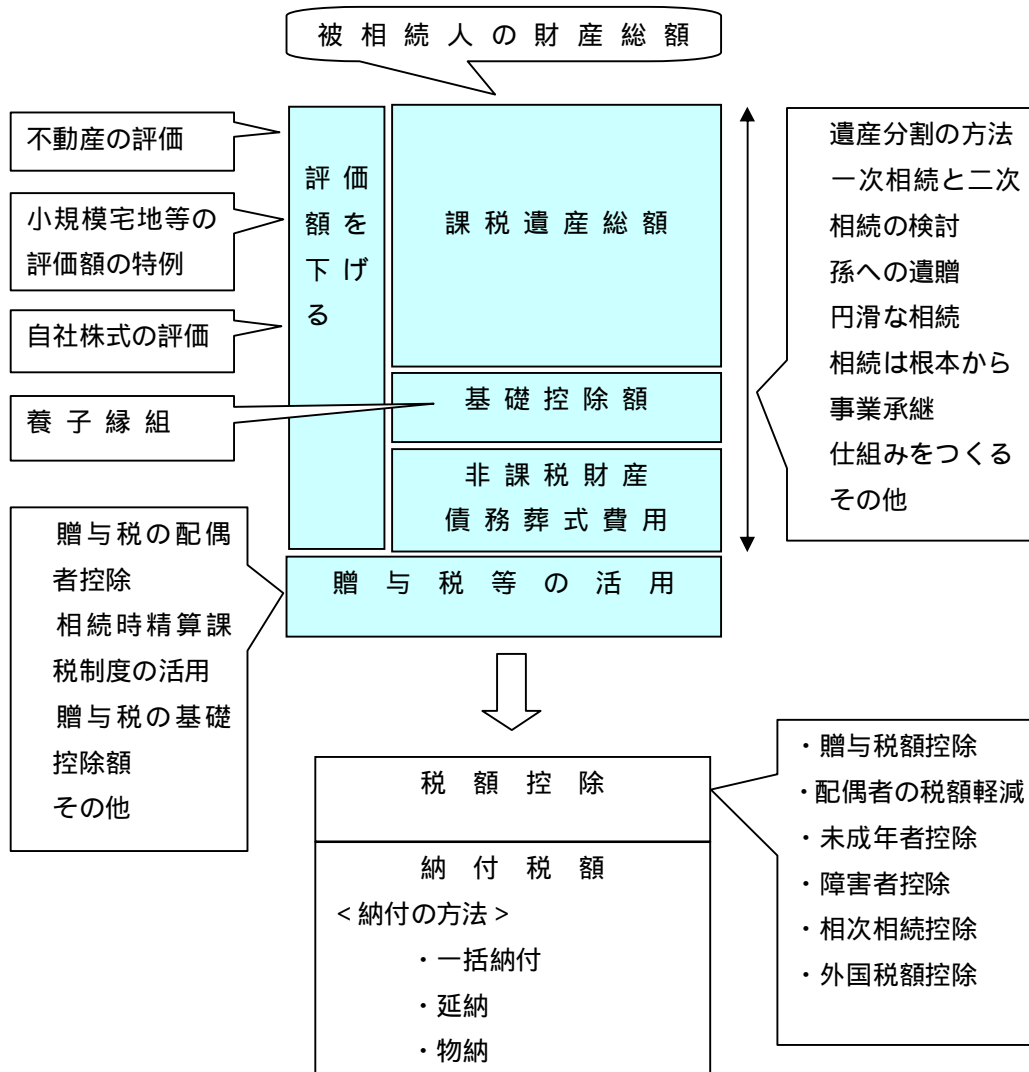


〔1〕「相続税額」の計算

< 1 > 試算の考え方

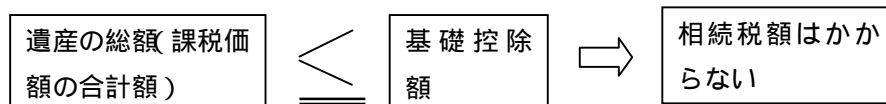
納得のいく相続税額を算出するためには、最初に相続財産の総額と債務葬式費用および相続税額の全体象を把握します。つぎに、適正な節税を目的として、贈与税等の活用、相続財産の評価を下げる方法等を項目ごとに具体的に検討し、「課税遺産総額」および「納付税額」を試算します。

「相続税額」等の試算の考え方

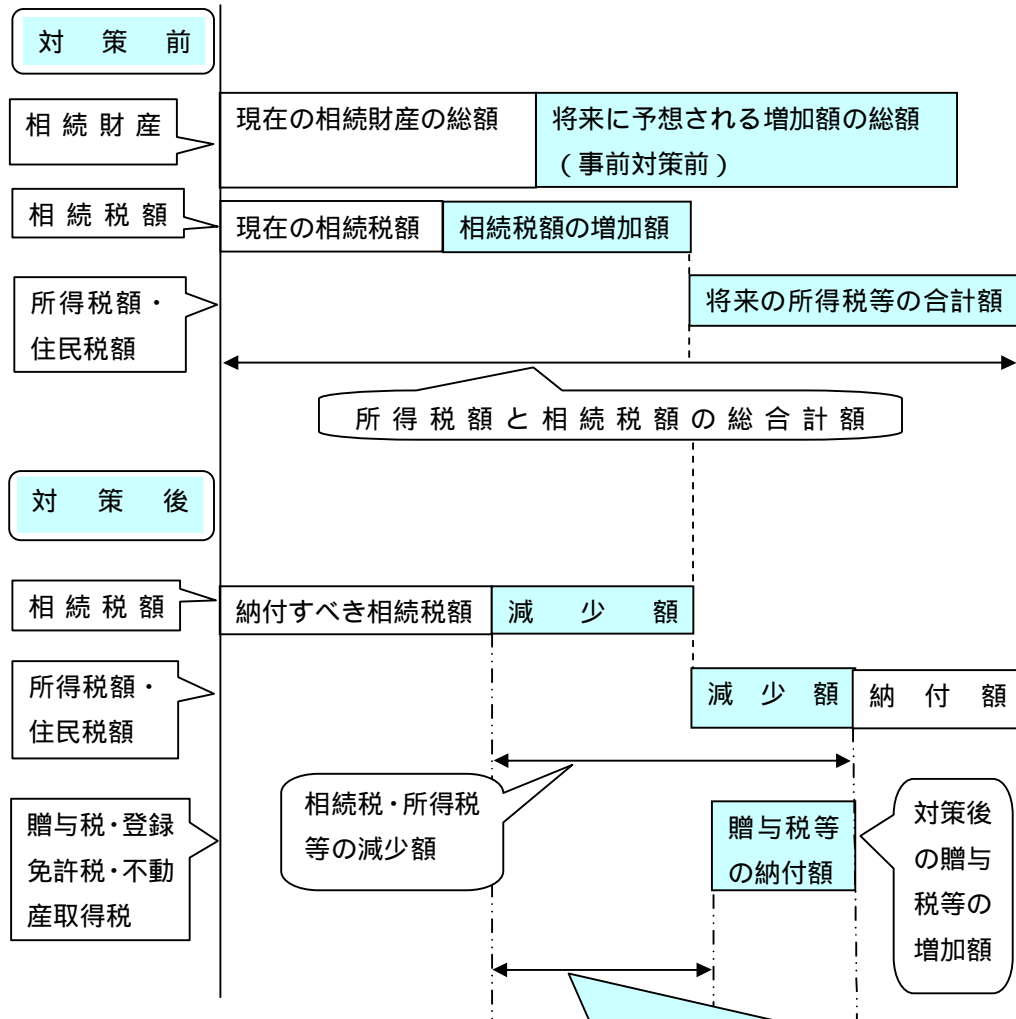


遺産の総額（課税価額の合計額）が基礎控除額以下であれば相続税はかかりません。

将来における資産の増加を見越しても相続税額がからなければ、毎年の所得税（被相続人および推定相続人）の納付税額と贈与等による資産の移転にかかる贈与税・登録免許税および不動産取得税の納付税額を比較して、どちらが外部に支出する金額が少ないかを検討すれば十分です。



相続税額の算出が予想される場合は、被相続人の毎年の相続財産の増加が相続税額に与える影響、毎年の所得税額（被相続人および推定相続人）、贈与することにより発生する贈与税・登録免許税および不動産取得税の納付税額を、比較検討することが必要です。



将来を予測して実現可能性のある対策をとり、対策後の被相続人および推定相続人の正味減少額を事前に把握すること。

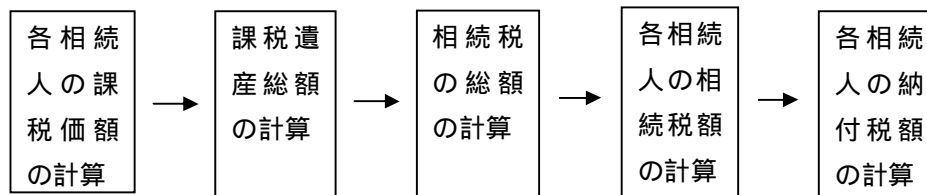
相続税・所得税・住民税の減少額と、贈与税・登録免許税・不動産取得税の納付額の比較検討を行う。

事前に対策をとり、早めに推定相続人として納税資金の準備をすること。

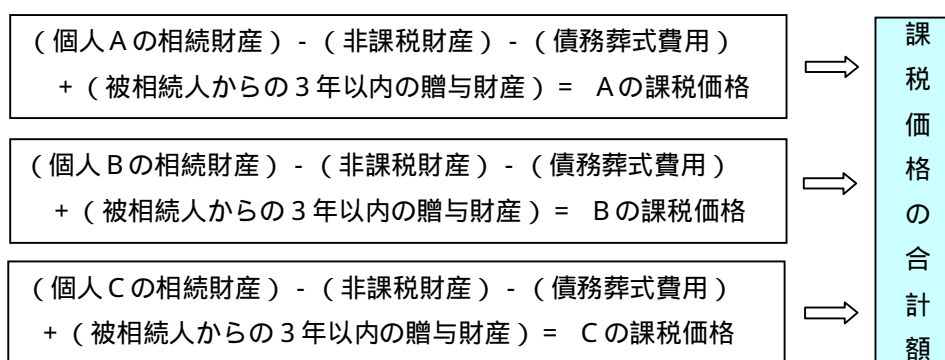
事前に対策をとり、被相続人および推定相続人とも、納得のいく適正な税務申告をすること。

< 2 > 相続税の計算の仕組み

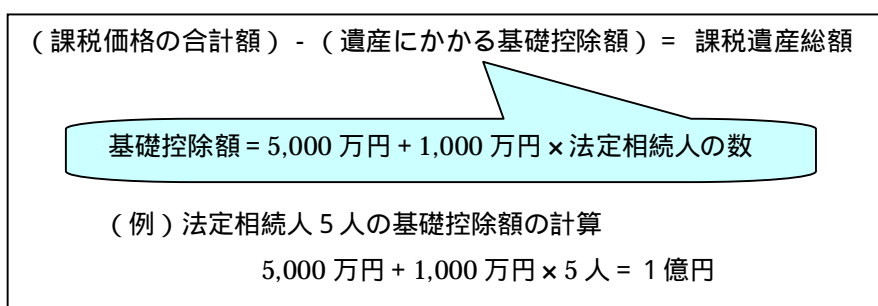
1 相続税の計算の順序



1) 各相続人の課税価格の計算



2) 課税遺産総額の計算



(注)「法定相続人」の数について

- 1、民法に規定する相続人をいいます。
相続を放棄した人も、法定相続人の数に含めます。
- 2、被相続人に養子がいる場合
 - 1) 実子がいる場合は、養子のうち1人までを法定相続人に含めます。
 - 2) 実子がない場合は、養子のうち2人までを法定相続人に含めます。
ただし、相続税の負担を不当に減少させると認められる養子は法定相

続人の数に含まれません。

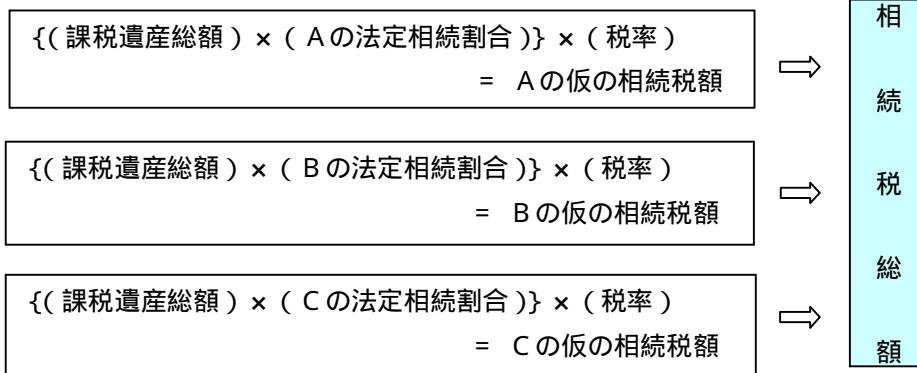
3、次に掲げる人は、実子とみなされ法定相続人の数に含まれます。

(例示) 1) 民法の規定による特別養子縁組により養子となった人。

2) 配偶者の実子で、被相続人の養子になった人。

3) 相続税の総額の計算

民法上の法定相続割合により、相続税の総額を計算します。



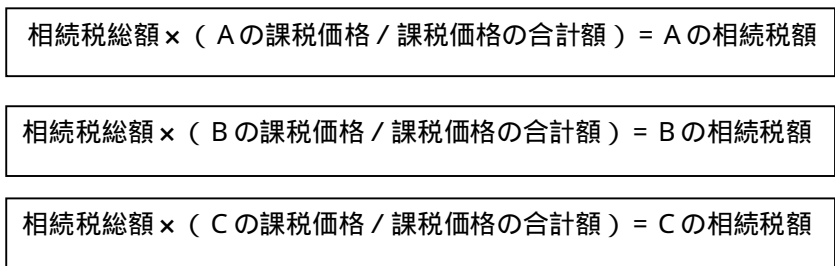
< 相続税額の速算表 >

法定相続人に応ずる取得金額(注)	税率(%)	控除額(万円)
1,000万円以下	10%	
3,000 "	15%	50万円
5,000 "	20%	200 "
1億円以下	30%	700 "
3 "	40%	1,700 "
3億円超	50%	4,700 "

(注) 法定相続人に応ずる取得金額 = (課税遺産総額) × (各人の法定相続割合)

4) 各相続人の相続税額の計算

相続税総額を各相続人が引き継いだ課税価格の割合により按分して、各相続人の相続税額を計算します。



5) 各相続人の納付税額の計算

$$A \text{ の相続税額} - (\text{税額控除}) = A \text{ の納付税額}$$

税額控除は、つぎの順序で控除します。

- 1、贈与税額控除
- 2、配偶者に対する相続税額の軽減(16,000 万円)
- 3、未成年者控除
- 4、障害者控除
- 5、相次相続控除
- 6、外国税額控除

$$B \text{ の相続税額} - (\text{税額控除}) = B \text{ の納付税額}$$

$$C \text{ の相続税額} + (\text{相続税額の加算}) - (\text{税額控除}) = C \text{ の納付税額}$$

次に該当する人は、その人の相続税額の 2 割を加算することになります。

- 1、一親等血族(その代襲相続人を含む)および配偶者以外の人。
- 2、孫養子となっている人。(代襲相続人である人は除きます。)

相続税額の計算の仕組みのまとめ

No	項目	相続人				合計
		配偶者	子供A	子供B		
1	法定相続分	1/2	1/2 × 1/2	1/2 × 1/2	1/1	
2	法定相続割合	0.5	0.25	0.25	1.0	
3	個人の相続財産					
4	非課税財産					
5	債務葬式費用					
6	被相続人からの3年以内の贈与財産					
7	課税価格の合計額					
8	課税価格割合	7 / 7	7 / 7	7 / 7	1.0	
9	基礎控除額	—	—	—	80,000	
10	課税遺産総額	—	—	—	7 - 9	

11	相続税の総額（仮の相続税額）		（税額計算）	（税額計算）	（税額計算）	
12	各相続人の相続税額		11 × 8	11 × 8	11 × 8	11
13	相続税額の2割加算					
14	贈与税額控除					
15	配偶者の軽減	法定相続割合の税額	11 × 2			15
16		16千万円割合の税額	（注）			
17		課税価格割合の税額	11 × 8			17
18	未成年者控除					
19	障害者控除					
20	相次相続控除					
21	外国税額控除					
22	各相続人の納付税額					

（注）1、16千万円割合の税額の計算

・相続税の総額（11）×（16,000万円 / 課税価格の合計額（7））
= 16千万円割合の税額（上限は相続税の総額（11）です。）

2、配偶者の税額軽減額（遺産分割が行われていることが条件です。）

・配偶者の法定相続分相当額が16,000万円以下の場合

No16とNo17のうち少ない方の金額

・それ以外の場合

No15とNo17のうち少ない方の金額

<例> 相続人は3人です。つぎに掲げる条件の場合の各相続人の相続税の計算の過程および納付税額を教えてください。

・相続人 配偶者と子供2人（A30歳・B25歳）

・相続財産の総額 12,500万円

・債務葬式費用 500万円

・遺産の分割および債務葬式費用の負担は、法定相続割合で合意しています。

（単位 万円）

No	項目	配偶者	子供 A	子供 B	合計
1	法定相続分	1/2	1/2 × 1/2	1/2 × 1/2	1/1
2	法定相続割合	0.5	0.25	0.25	1.0
3	個人の相続財産	6,250	3,125	3,125	12,500
4	債務葬式費用	- 250	- 125	- 125	- 500

5	課税価額の合計額	6,000	3,000	3,000	12,000
6	課税価格割合	0.5	0.25	0.25	1.0
7	基礎控除額				- 8,000
8	課税遺産総額				4,000
9	相続税の総額	(250)	(100)	(100)	450
10	各相続人の相続税額	225	112.5	112.5	
11	配偶者の税額軽減額	- 225			- 225
12	各相続人の納付税額	0	112.5	112.5	225

1、個人の相続財産

- ・配偶者 $12,500 \text{ 万円} \times 1 / 2 = 6,250 \text{ 万円}$
- ・子供 1 人 $12,500 \text{ 万円} \times 1 / 2 \times 1 / 2 = 3,125 \text{ 万円}$

2、債務葬式費用

- ・配偶者 $500 \text{ 万円} \times 1 / 2 = 250 \text{ 万円}$
- ・子供 1 人 $500 \text{ 万円} \times 1 / 2 \times 1 / 2 = 125 \text{ 万円}$

3、課税価額の合計額の計算

- ・配偶者の課税価額 $6,250 \text{ 万円} - 250 \text{ 万円} = 6,000 \text{ 万円}$
- ・子供 1 人の課税価額 $3,125 \text{ 万円} - 125 \text{ 万円} = 3,000 \text{ 万円}$
- ・課税価額の合計額

$$6,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円} = \underline{12,000 \text{ 万円}}$$

4、基礎控除額

- ・ $5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 8,000 \text{ 万円}$

5、課税遺産総額の計算

- ・ $12,000 \text{ 万円} - 8,000 \text{ 万円} = \underline{4,000 \text{ 万円}}$

6、相続税額の総額の計算

- ・配偶者の仮の相続税額
 $(4,000 \text{ 万円} \times 1 / 2) \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 250 \text{ 万円}$
- ・子供 1 人の仮の相続税額
 $(4,000 \text{ 万円} \times 1 / 2 \times 1 / 2) \times 10\% = 100 \text{ 万円}$
- ・相続税の総額

$$250 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円} = \underline{450 \text{ 万円}}$$

7、各相続人の相続税額の計算

- ・配偶者の相続税額
 $450 \text{ 万円} \times (6,000 \text{ 万円} / 12,000 \text{ 万円} (\underline{50\%})) = 225 \text{ 万円}$
- ・子供 1 人の相続税額
 $450 \text{ 万円} \times (3,000 \text{ 万円} / 12,000 \text{ 万円} (\underline{25\%})) = 112.5 \text{ 万円}$

8、配偶者の税額軽減額

- ・ $450 \text{ 万円} \times 0.5 (\text{法定相続割合}) = 225 \text{ 万円}$

9、各相続人の納付税額

・配偶者の納付税額

$$225 \text{ 万円} - 225 \text{ 万円 (配偶者の税額軽減額)} = \underline{0 \text{ 万円}}$$

・子供 1 人の納付税額

$$112.5 \text{ 万円} - 0 \text{ 万円 (税額控除なし)} = \underline{112.5 \text{ 万円}}$$

・納付税額の合計額

$$0 \text{ 万円} + 112.5 \text{ 万円} + 112.5 \text{ 万円} = \underline{225 \text{ 万円}}$$

相続税額の早見表

(単位千円)

No	相続人の 課税 価格A	配偶者と子供 2 人		配偶者と子供 3 人		子供 3 人		子供 4 人	
		税額 B	B/A %	税額 B	B/A %	税額 B	B/A %	税額 B	B/A %
1	100,000	1,000	1.0	499	0.5	1,999	2.0	1,000	1.0
2	120,000	2,250	1.9	1,625	1.4	4,499	3.7	3,000	2.5
3	150,000	4,625	3.1	3,500	2.3	8,999	6.0	7,000	4.7
4	180,000	7,250	4.0	6,125	3.4	13,999	7.8	11,500	6.4
5	200,000	9,500	4.8	8,124	4.1	18,000	9.0	14,500	7.3
6	250,000	15,750	6.3	13,749	5.5	29,999	12.0	24,000	9.6
7	300,000	23,000	7.7	20,000	6.7	44,999	15.0	35,000	11.7
8	350,000	31,750	9.1	27,499	7.9	60,000	17.1	50,000	14.3
9	400,000	40,500	10.1	35,249	8.8	76,999	19.2	65,000	16.3
10	450,000	49,250	10.9	44,000	9.8	96,999	21.6	80,000	17.8
11	500,000	58,500	11.7	52,749	10.5	117,000	23.4	96,000	19.2
12	600,000	78,500	13.1	70,250	11.7	156,999	26.2	136,000	22.7
13	700,000	99,000	14.1	88,249	12.6	196,999	28.1	176,000	25.1
14	800,000	121,500	15.2	110,749	13.8	237,000	29.6	216,000	27.0
15	900,000	144,000	16.0	133,250	14.8	276,999	30.8	256,000	28.4
16	1,000,000	166,500	16.7	155,749	15.6	318,999	31.9	296,000	29.6
17	1,500,000	284,500	19.0	268,250	17.9	568,999	37.9	517,000	34.5
18	2,000,000	409,500	20.5	383,499	19.2	819,000	41.0	767,000	38.4

(注) 各相続人が、法定相続分どおりに遺産を取得した場合の税額計算です。

配偶者が法定相続分どおりに遺産を取得すれば、配偶者には税金はかかりません。

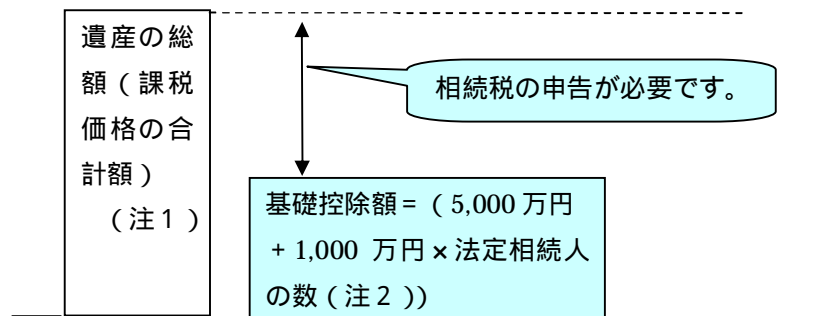
< 3 > 相続税の申告

1 相続税の申告書の提出

原則として、被相続人の遺産総額が相続税の基礎控除額以下のときは、申告の必要はありません。

つぎに掲げる要件のすべてに該当する人は、相続税の申告書を提出しなければなりません。

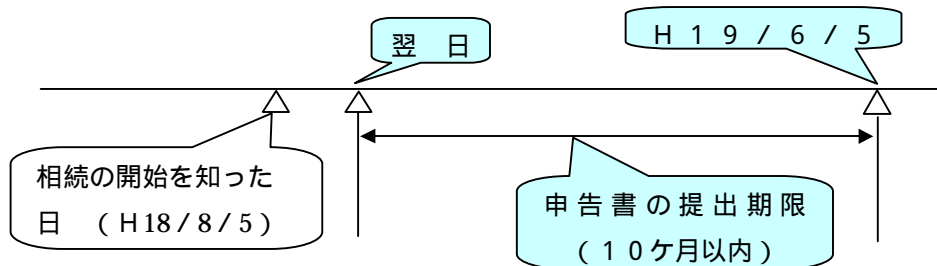
No	相続税の申告書の提出義務者
1	被相続人の遺産の総額（課税価格の合計額）が、基礎控除額を超えること。
2	配偶者の税額軽減の規定を受けないものとして相続税の計算を行ったときに、納付する税額が算出される人。



- (注) 1、小規模宅地等および特定事業用財産の課税価格の計算の特例を適用する前の課税価格の合計額をいいます。
- 2、相続の放棄をした人でも、放棄をしなかったものとして数えます。

2 申告書の提出期限

相続税の申告書の提出期限は、「相続の開始」を知った日の翌日から10ヶ月以内です。



3 申告書の提出先

相続税の申告書は、被相続人の亡くなったときにおける住所地の所轄の税務署長に提出します。

相続人の住所地の税務署長に提出するものではありません。

相続および遺贈によって財産を取得した人が複数の場合には、連名で共同して提出することができます。

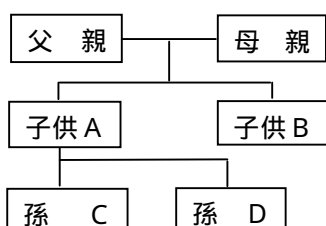
< 4 > 納付税額が違うのはなぜ？

各相続人の遺産分割の方法（財産の分け方）により、納付する相続税額が違ってきます。適正な相続税額になるように最適な分割の方法を把握しましょう。

1 1次相続と2次相続

最初に亡くなられた方の相続を1次相続、また後に亡くなられた方の相続を2次相続といいます。1次相続のときには、2次相続も合わせて考慮しながら遺産分割の方法を決める必要があります。

遺産の分割の仕方によって、納付する相続税の総額が違ってきます。



1次相続と2次相続とは

一般的には、1次相続は父親および2次相続は母親として考えています。親と子供の組み合わせもあります。

< 例 > 両親と子供2人の家族です。

つぎに掲げる条件の場合の、1次相続および2次相続の相続税の納付税額がいくらになるか教えてください。

- 1) 父親の課税価格の合計額 15,000万円 (H18年5月死亡)
- 2) 母親の課税価格の合計額 2,000万円
- 3) 相次相続控除は、考慮しないものとする。

遺産の分割を「法定相続分どおりに相続する」場合と、「配偶者のみ相続する」場合とを比較してみましょう

イ 1次相続

< 「法定相続分どおりに相続する」場合 >

(単位 千円)

No	項 目	配偶者	子供 A	子供 B	合 計
1	法定相続分	1/2	1/2 × 1/2	1/2 × 1/2	1/1
2	法定相続割合	0.5	0.25	0.25	1.0
3	課税価格の合計額	75,000	37,500	37,500	150,000
4	課税価格割合	0.5	0.25	0.25	1.0
5	基礎控除額				80,000
6	課税遺産総額				70,000
7	相続税の総額	(5,000)	(2,125)	(2,125)	9,250
8	各相続人の相続税額	4,625	2,312.5	2,312.5	9,250
9	配偶者の税額軽減額	- 4,625			- 4,625
10	各相続人の納付税額	0	2,312.5	2,312.5	4,625

配偶者の税額軽減額の計算

$$9,250 \text{ 千円} \times 0.5 \text{ (法定相続割合)} = 4,625 \text{ 千円}$$

< 「配偶者のみ相続する」場合 >

(単位 千円)

No	項 目	配偶者	子供 A	子供 B	合 計
1	法定相続分	1/2	1/2 × 1/2	1/2 × 1/2	1/1
2	法定相続割合	0.5	0.25	0.25	1.0
3	課税価格の合計額	150,000	0	0	150,000
4	課税価格割合	1.0			1.0
5	基礎控除額				- 80,000
6	課税遺産総額				70,000
7	相続税の総額	(5,000)	(2,125)	(2,125)	9,250
8	各相続人の相続税額	9,250	0	0	9,250
9	配偶者の税額軽減額	- 9,250			- 9,250
10	各相続人の納付税額	0	0	0	0

配偶者の税額軽減額の計算

$$9,250 \text{ 千円} \times 1.0 \text{ (課税価格割合)} = 9,250 \text{ 千円}$$

「法定相続分どおりに相続する」場合は、納付税額は4,625千円です。

「配偶者のみ相続する」場合は、納付税額はゼロになります。

どちらが得をしたのでしょうか？

「配偶者のみ相続する」場合が、納付税額がありませんから得をしています。果たして本当でしょうか？

□ 2次相続

< 1次相続で「配偶者が7,500万円の遺産分割」を受けた場合 >

(単位 千円)

No	項 目	配偶者	子供 A	子供 B	合 計
1	法定相続分		1/2	1/2	1/1
2	法定相続割合		0.5	0.5	1.0
3	課税価格の合計額		47,500	47,500	95,000
4	課税価格割合		0.5	0.5	1.0
5	基礎控除額				70,000
6	課税遺産総額				25,000
7	相続税の総額		(1,375)	(1,375)	2,750
8	各相続人の相続税額		1,375	1,375	2,750
9	配偶者の税額軽減額				
10	相次相続控除		考慮しない		
11	各相続人の納付税額		1,375	1,375	2,750

配偶者の課税価格の合計額

$$75,000 \text{ 千円} + 20,000 \text{ 千円} = 95,000 \text{ 千円}$$

基礎控除額の計算

$$50,000 \text{ 千円} + 10,000 \text{ 千円} \times 2 \text{ 人} = 70,000 \text{ 千円}$$

< 1次相続で「配偶者が15,000万円の遺産分割」を受けた場合 >

(単位 千円)

No	項 目	配偶者	子供 A	子供 B	合 計
1	法定相続分		1/2	1/2	1/1
2	法定相続割合		0.5	0.5	1.0
3	課税価格の合計額		85,000	85,000	170,000
4	課税価格割合		0.5	0.5	1.0
5	基礎控除額				- 70,000
6	課税遺産総額				100,000
7	相続税の総額		(8,000)	(8,000)	16,000
8	各相続人の相続税額		8,000	8,000	16,000
9	配偶者の税額軽減額				
10	相次相続控除		0	0	0
11	各相続人の納付税額		8,000	8,000	16,000

配偶者の課税価格の合計額

$$150,000 \text{ 千円} + 20,000 \text{ 千円} = 170,000 \text{ 千円}$$

ハ 1次相続と2次相続の合計の納付額の比較

両親から子供Aおよび子供Bに、最終的には17,000万円の遺産が相続されます。

< 1次相続と2次相続の比較表 > (単位 千円)

No	項目	1次相続	2次相続	合計納付額
1	法定相続分どおりに相続する	4,625	2,750	7,375
2	配偶者のみ相続する	0	16,000	16,000
3	差額	4,625	-13,250	-8,625

< どちらを選択しますか ? >

1次相続と2次相続を合わせた納付税額を比較した場合には、8,625千円の差額が生じます。

この差額の原因は、1次相続のときの遺産の分割の仕方にあります。1次相続のときの配偶者が取得する財産は、2次相続のことも考慮しながら決める必要があります。

被相続人および推定相続人の間で、事前に十分なコミュニケーションが取れませんか、1次相続と2次相続の遺産分割の方法の話し合いができません。

コミュニケーションは「円滑な相続」の重要な要素です。

「円滑な相続」のアドバイスを参考にしてください。

事前に相続税額の試算を行うことの必要性がお分かりいただけたと思います。

2 養子縁組

養子縁組により、相続人の数を増やせば相続税額が少なくなります。ただし、税法上の養子の数には制限があります。

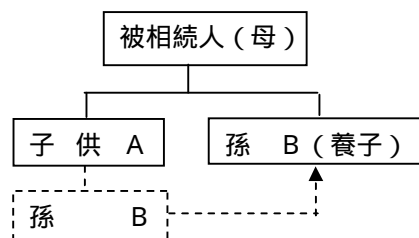
養子の数の制限は、つぎに掲げるとおりです。

No	項目	人数
1	被相続人に実子がいる場合	1人のみ
2	被相続人に実子がない場合	2人まで

養子になった孫は、養親（被相続人）からの相続と実親（子供）からの相続を受けることができます。また、子供から孫への相続財産を回避することができます。

ただし、孫に対する相続税額が2割加算されます。

<例> 次に掲げる家族構成でしたが、母がH18年5月に亡くなりました。



母の課税価格の合計額
17,000万円

*相続人が1人の場合と養子縁組により2人になった場合を比較して説明してください。

(単位 千円)

No	項目	相続人1人	相続人2人	差額
1	法定相続分	1 / 1	1 / 2 ずつ	
2	法定相続割合	1 . 0	0 . 5 ずつ	
3	課税価格の合計額	170,000	170,000	
4	課税価格割合	1 . 0	0 . 5 ずつ	
5	基礎控除額	- 60,000	- 70,000	10,000
6	課税遺産総額	110,000	100,000	- 10,000
7	相続税の総額	(27,000)	(16,000)	- 11,000
8	各相続人の相続税額	27,000	16,000	- 11,000
9	相続税額の2割加算		1,600	1,600
10	納付税額の合計	27,000	17,600	- 9,400

相続税額の2割加算の計算

$$((100,000 \text{ 千円} \times 0.5) \times 20\% - 2,000 \text{ 千円}) \times 2 \text{ 割} (0.2) = 1,600 \text{ 千円}$$

子供から孫への相続財産8,500万円を回避することができます。

養子縁組をして、相続人が2人になった場合は、相続税額が940万円少なくなります。

相続税法上、養子縁組をしたことにより、相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合には、養子の控除額を否認されます。

養子縁組をする場合には、養子縁組をする正当な目的をハッキリとさせておきましょう。

3 孫への遺贈

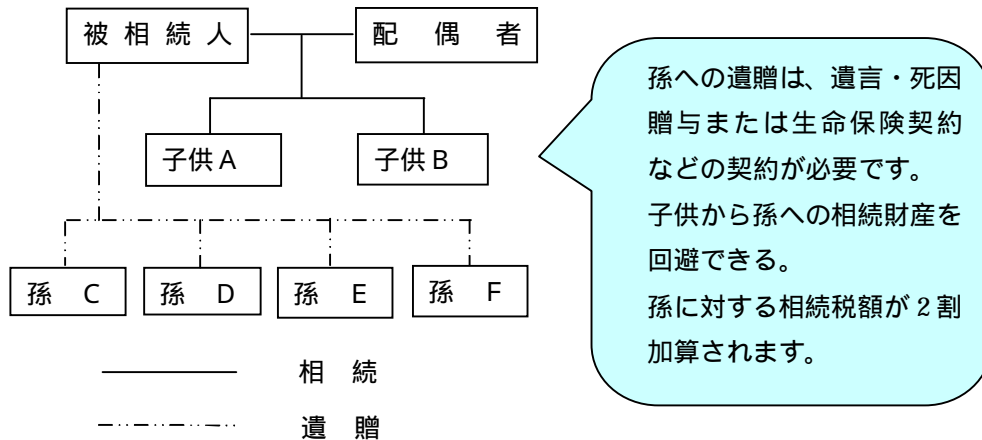
被相続人の相続財産が多い場合には、遺言・死因贈与または生命保険などの契約により、相続人以外の人に財産を振り分けることが必要になってきます。

相続人以外の人に財産を遺贈させることができるのは、遺言・死因贈与および生命保険などの契約による場合です。

遺産分割協議書では、相続人以外の人に遺贈することはできません。

孫へ財産を遺贈した場合は、子供から孫への相続財産を回避できます。

ただし、孫に対する相続税額が2割加算されます。

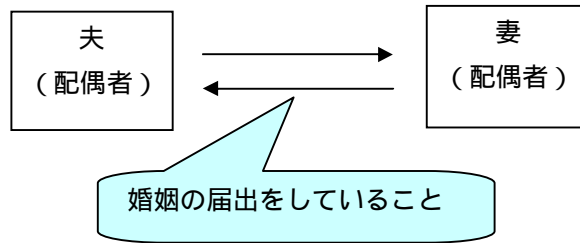


〔2〕配偶者の特典

< 1 > 税法上の配偶者とは

所得税法および相続税法上の配偶者とは、民法739条1項の規定による婚姻の届出をしている者（夫からみて妻、妻からみて夫）をいいます。

事実上の婚姻関係と同様の事情にある者であっても、婚姻の届出をしていない、いわゆる内縁関係にある夫および妻は、税法上の配偶者には該当しません。



< 2 > 配偶者の相続税額の軽減

1 制度の趣旨

配偶者の税額軽減の制度は、つぎに掲げる理由により設けられています。

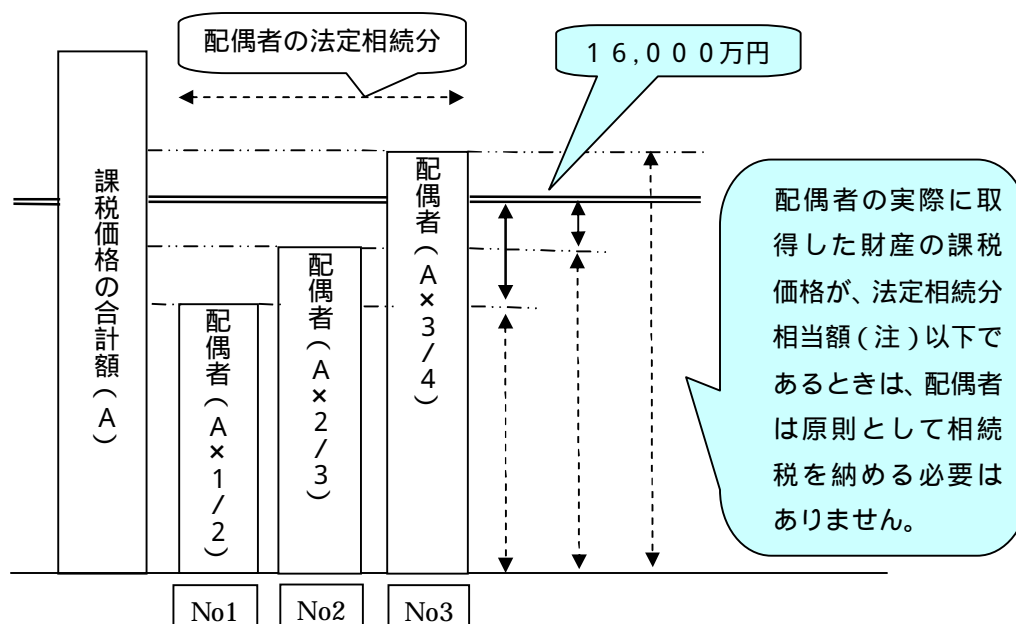
No	制度の趣旨
1	同一世代間の財産移転であること。
2	夫婦が共同して蓄えた財産が多く、配偶者の貢献に対する考慮をしていること。
3	配偶者の老後の生活の保障の意図で行われていること。

2 税額軽減の概要

被相続人の配偶者が、被相続人から相続または遺贈により財産を取得した場合は、配偶者の実際に取得した財産の課税価格が法定相続分相当額(16,000万円に満たない場合には16,000万円)以下であるときは、原則として相続税を納める必要はありません。

民法上の法定相続分は、つぎに掲げるとおりです。

No	相続人	法定相続分			
		配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹
1	配偶者と子供	1 / 2	1 / 2		
2	配偶者と直系尊属	2 / 3		1 / 3	
3	配偶者と兄弟姉妹	3 / 4			1 / 4



(注) 法定相続分相当額が16,000万円に満たないときは、16,000万円になります。

1) 配偶者の条件等

税額軽減を受けられる配偶者の条件等は、つぎに掲げるとおりです。

No	配偶者の条件等
1	民法上の規定による婚姻の届出をいっていること。
2	配偶者が相続を放棄した場合でも、遺贈によって財産を取得したときは、この適用を受けることができます。
3	婚姻期間の制約はありません。
4	未分割財産は、この適用を受けることはできません。

3 税額軽減額の計算

税額軽減額は、つぎに掲げる算式により求めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{相} \\ \text{続} \\ \text{税} \\ \text{の} \\ \text{総} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{つぎに掲げるいずれか少ない方の金額} \\ \hline \cdot \text{課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額} \\ \text{(16,000万円に満たない場合には、16,000万円)} \\ \cdot \text{配偶者の実際に取得した財産の課税価格(注1)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税価格の合計額(注1)} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{配偶者} \\ \text{の税額} \\ \text{軽減額} \\ \text{(注2)} \\ \hline \end{array}$$

(注) 1、「課税価格の合計額」および「配偶者の実際に取得した財産の課税価格」には、隠ぺいまたは仮装の事実に基づく金額に相当する金額は含まれません。

2、配偶者の税額軽減額は、その配偶者について算出された相続税額を限度とします。

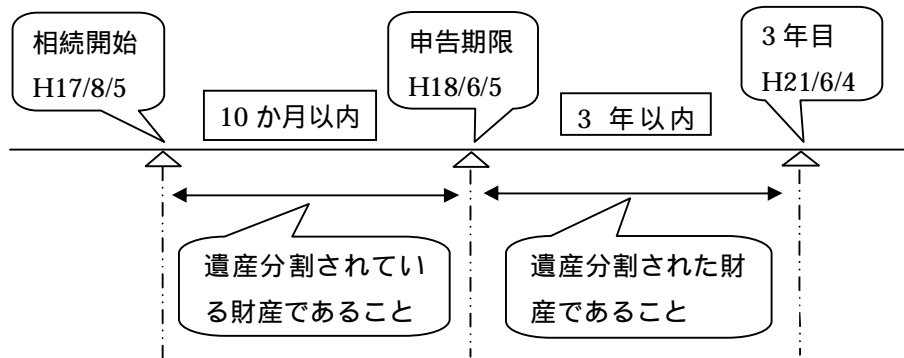
3、配偶者の税額軽減の適用を受ける場合には、原則として遺産分割を完了していること。

1) 配偶者の課税価格について

配偶者の税額軽減の計算の基礎となる課税価格は、原則として相続税の申告期限までに遺産分割されている財産、特定遺贈等により配偶者が実際に取得した財産に限られます。

ただし、分割されていない財産についても、申告期限から3年以内に分割された場合は、税額軽減の対象とすることができます。(税額軽減の適用を受けるときは、

修正申告の提出または更正の請求を行います。)



2) 隠ぺいまたは仮装されていた財産の適用除外

相続税の納税義務者が、被相続人の配偶者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部または一部を隠ぺいまたは仮装したことに基づき、相続税の申告書を提出している場合において、その相続税の調査があったことにより更正または決定があるべきことを予知して期限後申告または修正申告書を提出するときは、これらの申告書に係る配偶者の税額軽減の計算にあたっては、隠ぺいまたは仮装した事実に基づく金額に相当する金額を除外して計算します。

<例> 両親と子供2人の家族です。

次に掲げる条件の場合の、配偶者の税額軽減の適用を受けるときの計算の過程を説明してください。

父親がH18年5月に死亡しました。

No	項目	課税価格の合計額	
		15,000万円	36,000万円
1	配偶者の課税価格	12,000	21,600
2	子供Aの課税価格	1,500	9,000
3	子供Bの課税価格	1,500	5,400

遺産分割協議書は、上記内容により作成しております。

その他の条件は考慮しないものとします。

< 課税価格の合計額が15,000万円の場合 >

(単位 千円)

No	項目	配偶者	子供 A	子供 B	合計
1	法定相続分	1/2	1/2 × 1/2	1/2 × 1/2	1/1
2	法定相続割合	0.5	0.25	0.25	1.0
3	課税価格の合計額	120,000	15,000	15,000	150,000
4	課税価格割合	0.8	0.1	0.1	1.0
5	基礎控除額				80,000
6	課税遺産総額				70,000
7	相続税の総額	(5,000)	(2,125)	(2,125)	9,250
8	各相続人の相続税額	7,400	925	925	9,250
9	配偶者の	法定相続割合の税額			
10	軽減	16 千万円割合の税額	9,250		
11		課税価格割合の税額	7,400		7,400
12	各相続人の納付税額	0	925	925	1,850

(注)配偶者の税額軽減額は、No 10 (上限は相続税の総額) と No 11 の少ない方の金額

< 課税価格の合計額が36,000万円の場合 >

(単位 千円)

No	項目	配偶者	子供 A	子供 B	合計
1	法定相続分	1/2	1/2 × 1/2	1/2 × 1/2	1/1
2	法定相続割合	0.5	0.25	0.25	1.0
3	課税価格の合計額	216,000	90,000	54,000	360,000
4	課税価格割合	0.6	0.25	0.15	1.0
5	基礎控除額				80,000
6	課税遺産総額				280,000
7	相続税の総額	(39,000)	(14,000)	(14,000)	67,000
8	各相続人の相続税額	40,200	16,750	10,050	67,000
9	配偶者の	法定相続割合の税額	33,500		33,500
10	軽減	16 千万円割合の税額			
11		課税価格割合の税額	40,200		
12	各相続人の納付税額	6,700	16,750	10,050	33,500

(注)配偶者の税額軽減額は、No 9 と No 11 の少ない方の金額

4 申告手続き

配偶者の税額軽減の適用を受けるためには、つぎに掲げる手続きが必要です。

No	申告手続き
1	相続税の申告書を提出すること。(期限後申告書および修正申告書を含む。)
2	税額軽減を受ける旨およびその計算に関する明細を記載すること。 未分割の場合に配偶者の税額軽減の適用を受けようとするときは、「期限後3年以内の分割見込書」を提出しなければなりません。
3	次の書類を添付すること。 1) 相続の開始の日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の謄本。 2) 遺言書の写し、遺産分割協議書の写し(印鑑証明書を添付)、その他財産の取得を証する書類。

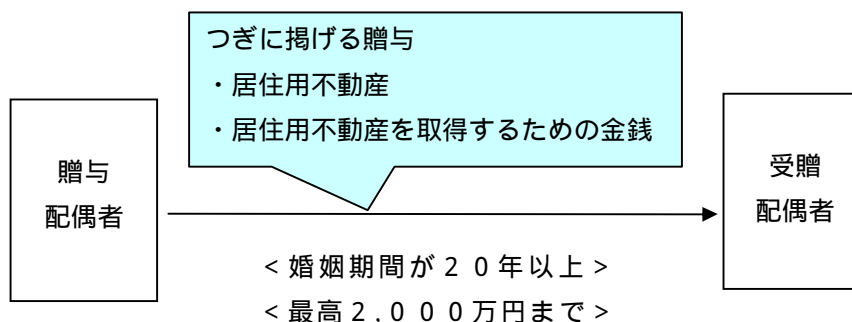
< 3 > 贈与税の配偶者控除

贈与税の配偶者控除の制度は、つぎに掲げる理由により設けられています。

No	制度の趣旨
1	同一世代間の贈与であること。
2	夫婦が共同して蓄えた財産が多く、贈与の認識が希薄であること。
3	配偶者の老後の生活の保障の意図で行われること。

1 配偶者控除は2千万円まで

婚姻期間が20年以上ある配偶者から、「居住用不動産」または「居住用不動産を取得するための金銭」の贈与を受けた場合は、その取得した財産に係る贈与税の課税価格から、2,000万円までの金額を配偶者控除として控除することができます。

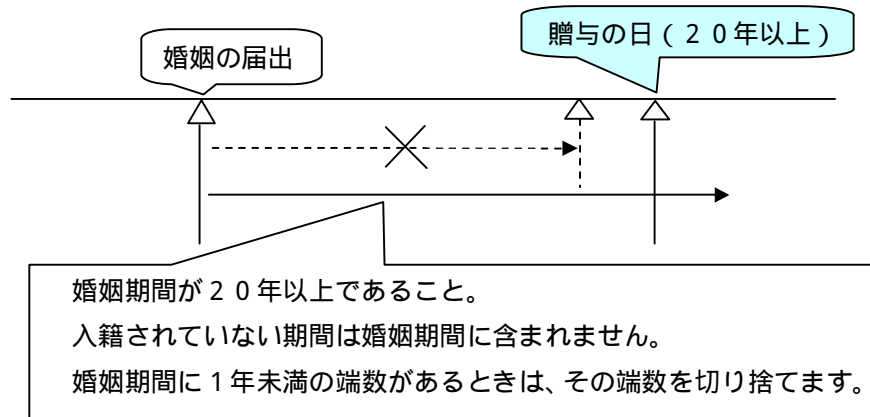


2 適用の対象となる配偶者

適用の対象となる配偶者は、婚姻期間が20年以上であることが必要です。

婚姻期間の計算は、婚姻の届出のあった日から贈与の日までの期間により計算します。

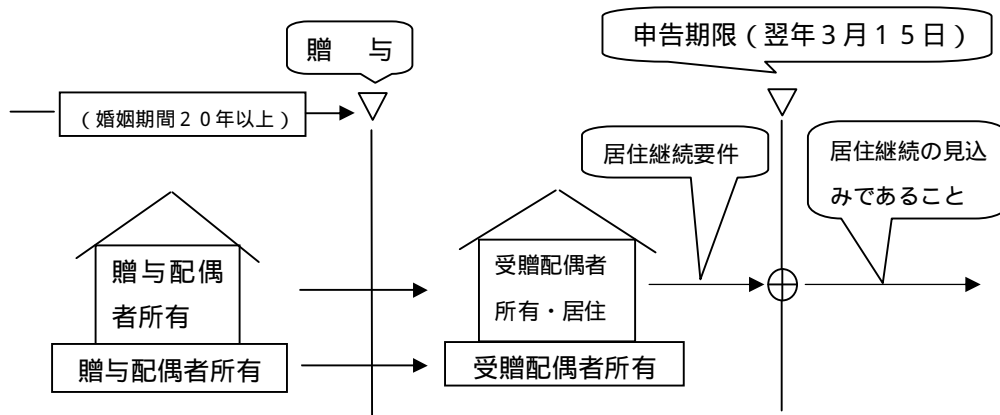
< 婚姻期間 >



3 居住用不動産の条件

つぎに掲げる内容の居住用不動産であること。

No	居住用不動産の条件
1	専ら居住の用に供する、土地・土地の上に存する権利・家屋（以下「居住用不動産」といいます。）であること。
2	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、受贈者の居住の用に供し、かつ、その後も引き続き居住の用に供する見込みであること。

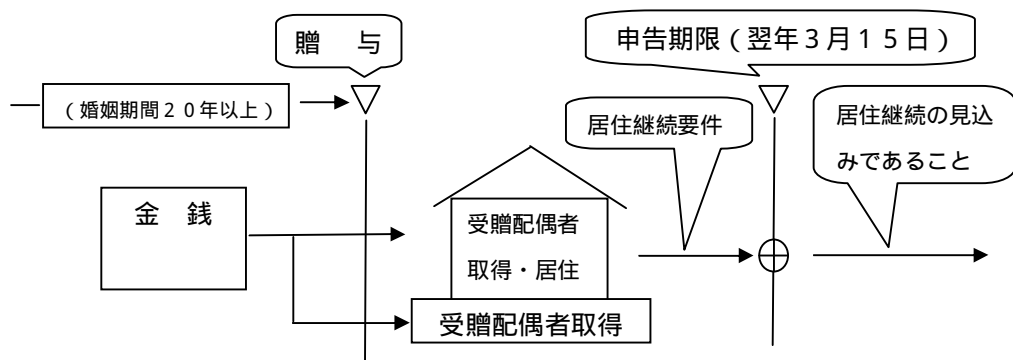


4 居住用不動産を取得するための金銭の条件

つぎに掲げる内容の金銭であること。

No	居住用不動産を取得するための金銭の条件
1	居住用不動産を取得するための金銭で、その金銭を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産を取得していること。
2	その取得した居住用不動産を3月15日までに受贈者の居住の用に供し、その後

も引き続き居住の用に供する見込みであること。



5 申告要件

配偶者控除の適用を受けるためには、つぎに掲げる申告手続きが必要です。

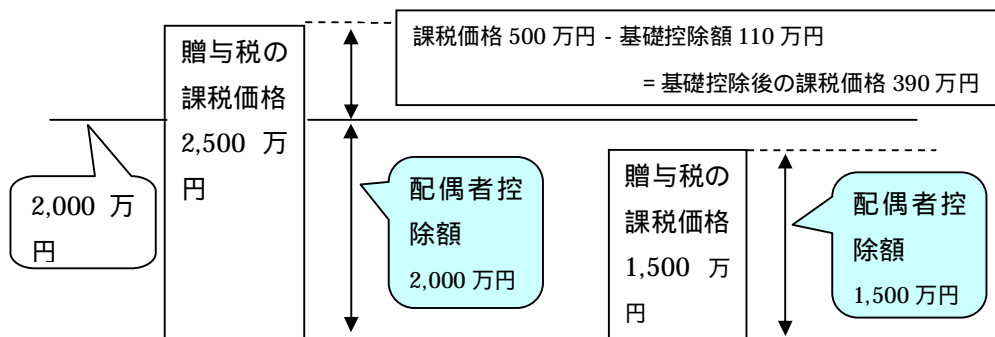
No	申告手続き
1	贈与税の申告書を提出すること。
2	配偶者控除の適用を受ける旨およびその控除額の明細を記載すること。
3	前年以前に配偶者控除の適用を受けていない旨を記載すること。
4	次の書類を添付すること。 1) 戸籍の謄本または抄本と戸籍の附票の写し。 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります。 2) 居住用不動産の登記簿の謄本または抄本 3) 居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成された住民票の写し。

6 配偶者控除は相続税の計算の対象外

配偶者控除の適用を受けた居住用不動産等の贈与で、その相続開始3年以内に贈与されたものであっても、相続税の課税価格に加算する必要はありません。

<例> 妻に居住用不動産を贈与しようと考えています。贈与税の配偶者控除の計算の過程を教えてください。

- ・ 贈与税の課税価格 1,500万円の場合
- ・ 贈与税の課税価格 2,100万円の場合
- ・ 贈与税の課税価格 2,500万円の場合



(単位 千円)

No	項目	贈与税の課税価格		
		15,000 千円	21,000 千円	25,000 千円
1	課税価格	15,000	21,000	25,000
2	配偶者控除額	15,000	20,000	20,000
3	基礎控除額	1,100	1,100	1,100
4	基礎控除後の課税価格	0	0	3,900
5	贈与税額	0	0	530

(注) 贈与税額の計算

$$3,900 \text{ 千円} \times 20\% - 250 \text{ 千円} = 530 \text{ 千円}$$

< 暦年課税の贈与税の速算表 >

No	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
1	200万円以下の金額	10%	
2	300万円 "	15%	10万円
3	400万円 "	20%	25万円
4	600万円 "	30%	65万円
5	1000万円 "	40%	125万円
6	1000万円超の金額	50%	225万円

〔 3 〕 贈与税の基礎控除額

< 1 > 基礎控除額の効果的な活用

暦年課税制度を適用した場合の、贈与税の基礎控除額は110万円です。

親族の数が多いときには、毎年この制度を活用すれば相続財産を分散させることができます。

<例> 私の孫は10人います。毎年孫に1人当たり次の金額を贈与する場合の贈与税の計算の過程を教えてください。

- ・毎年 1人当たり 110万円
- ・毎年 1人当たり 200万円

(単位 千円)

No	項目	1人当たり		10人の合計	
		110万円	200万円	110万円	200万円
1	課税価格	1,100	2,000	11,000	20,000
2	基礎控除額	1,100	1,100		
3	基礎控除後の課税価格	0	900		
4	贈与税額	0	90	0	900

(注) 200万円贈与の場合の実効税率

$$900 \text{千円} / 20,000 \text{千円} = 4.5\%$$

贈与税額を納付しなくても、毎年1,100万円の相続財産を分散することができます。

贈与税額を90万円納付すれば、毎年2,000万円の相続財産を分散することができます。この場合の実効税率は4.5%です。

これを毎年繰り返せば10年間で10倍の相続財産(11,000万円または20,000万円)の分散ができます。